

## 別表2 住宅性能評価又は長期使用構造等確認 申請料金

申請料金については消費込金額とする。(表中金額についての単位は円とする)

### 1. 一戸建て住宅の住宅性能評価申請料金

設計住宅性能評価:基本料金(1)又は(2)+選択事項加算料金(3)

建設住宅性能評価:基本料金(1)又は(2)+選択事項加算料金(3)+検査が遠隔地の場合の加算額(5)

(1)基本料金(必須評価事項のみ)

	床面積合計	基本料金額
設計	200㎡以内のもの	27,500
	200㎡を超えるもの	49,500
	※1 構造の安定に関する表示事項で、1項目でも耐震等級2又は3への適合を行う場合には、5,500円を加算するものとする。 ※2 設計住宅性能評価申請の中で、長期使用構造等確認を行う場合には、※1に併せて5,500円を加算するものとする。	
建設	200㎡以内のもの	112,200
	200㎡を超えるもの	148,500

(2)基本料金(必須評価事項のみ):住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の場合

	床面積合計	基本料金額
設計	200㎡以内のもの	22,000
	200㎡を超えるもの	44,000
	※1 設計住宅性能評価申請の中で、長期使用構造等確認を行う場合には、5,500円を加算するものとする。	
建設	200㎡以内のもの	67,100
	200㎡を超えるもの	89,100

(3)選択事項加算料金(設計、建設共)

選択性能表示事項	加算額
・構造の安定に関すること (評価方法基準 1-2、1-4、1-5のうち1項目以上選択)	1,100
・火災の安全に関すること (評価方法基準 2-1、2-4、2-5、2-6のうち1項目以上選択)	
・空気環境に関すること (評価方法基準 6-1、6-2、のうち1項目以上選択)	
・光・視環境に関すること (評価方法基準 7-1、7-2のうち1項目以上選択)	
・音環境に関すること (評価方法基準 8-4)	
・高齢者等への配慮に関すること (評価方法基準 9-1)	
・防犯に関すること (評価方法基準 10-1)	
・地盤の液状化に関する情報提供	3,300
※・(建設のみ)空気環境に関すること (評価方法基準 6-3)室内空気中の化学物質の濃度等	・別途見積りとする。

(4)建築基準法に基づく確認および検査と併せて住宅性能評価の申請を行う場合の申請料金減算額

	床面積合計	減算額
設計	200㎡以内のもの	2,200
	200㎡を超えるもの	5,500
建設	200㎡以内のもの	10,450×N
	200㎡を超えるもの	13,200×N
この表でNは併願申請する建築基準法に基づく中間検査・完了検査を行う回数を表す。		

(5)建設評価における加算額

	加算額
・当機関以外で設計住宅性能評価を行った場合	33,000
・検査が遠隔地における場合	4を参照のこと

## 2. 共同住宅等の住宅性能評価申請料金

設計住宅性能評価:住棟の基本料金(1)又は(2)+(一住戸当たり基本料金(3)+選択事項加算料金(4))×住戸数

建設住宅性能評価:住棟の基本料金(1)又は(2)+(一住戸当たり基本料金(3)+選択事項加算料金(4))×住戸数+

検査が遠隔地の場合の加算額(6)

※ただし、併用住宅等で1住戸のみの場合(他住戸無)については、一戸建ての住宅の申請料金を適用できるものとする。

### (1)住棟の基本料金(必須評価事項のみ)

	床面積合計	基本料金額
設計	200㎡以内のもの	49,500
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	52,800
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	66,000
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	132,000
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	170,500
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	200,200
	5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	242,000
	7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	275,000
	10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	363,000
	25,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	495,000
	50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	825,000
	100,000㎡を超えるもの	935,000
建設	200㎡以内のもの	44,000×N
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	47,300×N
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	90,200×N
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	112,200×N
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	118,800×N
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	125,400×N
	5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	132,000×N
	7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	143,000×N
	10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	198,000×N
	25,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	253,000×N
	50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	495,000×N
	100,000㎡を超えるもの	572,000×N

※この表で、Nは検査を行う回数を表す。

### (2)基本料金(必須評価事項のみ):住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の場合

	床面積合計	基本料金額
設計	200㎡以内のもの	44,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	46,200
	500㎡を超え、1000㎡以内のもの	58,300
	1,000㎡を超えるもの	110,000
建設	200㎡以内のもの	33,000×N
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	37,400×N
	500㎡を超え、1000㎡以内のもの	77,000×N
	1,000㎡を超えるもの	93,500×N

※この表で、Nは検査を行う回数を表す。

### (3)一住戸あたりの基本料金

設計住宅性能評価	5,500
建設住宅性能評価	7,700

## (4) 選択事項加算料金(設計、建設共)

選択性能表示事項	一住戸当たりへの加算額
・構造の安定に関すること (評価方法基準 1-2、1-4、1-5のうち1項目以上選択)	1,100
・火災の安全に関すること (評価方法基準 2-1~2-7のうち1項目以上選択)	1,100
・維持管理・更新への配慮に関すること (評価方法基準4-4)	1,100
・空気環境に関すること (評価方法基準 6-1、6-2、のうち1項目以上選択)	1,100
・光・視環境に関すること (評価方法基準 7-1、7-2のうち1項目以上選択)	1,100
・音環境に関すること (評価方法基準 8-1~8-4のうち1項目以上選択)	2,200
・高齢者等への配慮に関すること (評価方法基準 9-1、9-2のうち1項目以上選択)	1,100
・防犯に関すること (評価方法基準 10-1)	1,100
※上記選択性能表示事項の音環境を除くすべての事項を選択する場合の加算額	6,600
・地盤の液状化に関する情報提供	・一申請につき3,300
※・(建設のみ) 空気環境に関すること (評価方法基準 6-3) 室内空気中の化学物質の濃度等	・別途見積りとする。

## (5) 建築基準法に基づく確認および検査と併せて住宅性能評価の申請を行う場合の申請料金減算額

	床面積合計	基本料金からの減算額
設計	500㎡以内のもの	5,500
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	6,600
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	13,200
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	16,500
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	22,000
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	27,500
	10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	41,800
	25,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	85,800
	50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	157,300
	100,000㎡を超えるもの	188,100
建設	500㎡以内のもの	14,300×N
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	15,400×N
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	17,600×N
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	19,800×N
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	22,000×N
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	27,500×N
	10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	48,400×N
	25,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	95,700×N
	50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	115,500×N
	100,000㎡を超えるもの	140,800×N
この表でNは併願申請する建築基準法に基づく中間検査・完了検査を行う回数を表す。		

(6) 建設評価における加算額

・当機関以外で設計住宅性能評価を行った場合	
床面積合計	基本料金への加算額
200㎡以内のもの	35,200×N
200㎡を超え、500㎡以内のもの	38,500×N
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	72,600×N
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	90,200×N
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	93,500×N
3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	101,200×N
5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	105,600×N
7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	115,500×N
10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	159,500×N
25,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	203,500×N
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	396,000×N
100,000㎡を超えるもの	462,000×N
※この表で、Nは検査を行う回数を表す。	
一住戸あたりの加算額	5,500
・検査が遠隔地における場合	3を参照のこと

(7) 設計住宅性能評価申請の中で長期使用構造等確認を申請する場合の申請料金は  
3.の長期使用構造等確認申請料金を適用するものとする。

### 3. 長期使用構造等確認申請料金

(1) 一戸建ての住宅( (2) の住宅以外)

床面積合計	申請料金額
200㎡以内のもの	38,500
200㎡を超えるもの	60,500
※建築基準法に基づく確認申請併願の場合	
200㎡以内のもの	36,300
200㎡を超えるもの	55,000

(2) 一戸建ての住宅(住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の場合)

床面積合計	申請料金額
200㎡以内のもの	27,500
200㎡を超えるもの	49,500
※建築基準法に基づく確認申請併願の場合	
200㎡以内のもの	25,300
200㎡を超えるもの	44,000

(3) 共同住宅等 基本料金+(1戸当たり料金×住戸数)

床面積合計	基本料金	1戸当たり料金
500㎡以内のもの	52,250	10,450
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	104,500	
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	157,300	
5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	209,550	
7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	261,800	
10,000㎡を超えるもの	別途見積りとする。	
※1 当機関にて建築基準法に基づく確認申請を併願申請した場合は、基本料金より5,500円減額するものとする。 ※2 共同住宅等で取扱う1住戸のみの併用住宅の場合は、一戸建ての住宅の申請料金を該当するものとする。		

(4) 長期使用構造等確認における計画変更申請料

当機関において長期使用構造等確認を行った物件の変更	5.計画変更にかかる場合の申請料金を適用する。
当機関以外において長期使用構造等確認を行った物件の変更	物件に応じて上記(1)～(3)の料金を適用する。

(5) 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明申請料金

当機関において長期使用構造等確認を行った物件の変更	一戸建ての住宅	5,500
	共同住宅等	1棟単位 5,500 又は変更する住戸×5,500とする。
当機関以外において長期使用構造等確認を行った物件の変更	一戸建ての住宅・共同住宅等 共	物件に応じて上記(1)～(3)の料金を適用する。

(6) 設計住宅性能評価の内容を用いての同一物件における長期使用構造等確認の併願申請について  
長期使用構造等確認申請料は、¥5,500とする。

(7) 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証を交付した物件についての変更に係る申請については、  
当機関が技術的審査適合証を交付した物件に限り取扱う。申請料は下記のとおりとする。

長期使用構造等確認申請	5.計画変更にかかる場合の申請料金を適用する。
設計住宅性能評価申請	

#### 4. 建設評価における検査が遠隔地の場合の加算額

遠隔地の区域	基本料金への加算額
気仙沼市、栗原市	9,900×N
<p>・この表で、Nは検査を行う回数を表す。</p> <p>・建築基準法に基づく中間検査・完了検査と併せて行う検査の場合には、上記料金は加算しないものとする。</p>	

#### 5. 計画変更にかかる場合の申請料金について

(1) 一戸建ての住宅

当初料金の50%の料金とする。

(2) 共同住宅等

住棟の当初の基本料金の30%+

(一住戸あたりの当初料金(選択事項加算料金を含む)の50%×変更する住戸数)とする。

※当機関以外で交付された評価書又は長期使用構造等確認書の物件の変更については、当初の料金を該当させるものとする。

#### 6. 第31条における評価料金等減額率について

A 欄	第31条(1)	別表2 1.(2)、2.(2)又は3.(2)に表記
	第31条(2)	
B 欄	第31条(3)	別表2 1.(4)、2.(5)又は3.(1)(2)(3)に表記
	第31条(4)	
C 欄	第31条(5)	減額率上限30%
	第31条(6)	減額率上限40%
	第31条(7)	減額率上限40%
	第31条(8)	減額率上限10%
	第31条(9)	減額率上限30%
	第31条(10)	減額率上限10%
	第31条(11)	減額率上限10%

※1 A欄、B欄、C欄について、それぞれ併用できるものとする。

※2 C欄において複数の要件に該当する場合は、その中で最大の減額上限率を採用するものとする。